

令和4年4月

令和3年における風俗営業等の現状と  
風俗関係事犯の取締り状況等について

警察庁生活安全局保安課

## 目次

第1	風俗環境の現状	
1	風俗営業の許可数（営業所数）の推移	1
	(1) 接待飲食等営業	2
	(2) 遊技場営業	3
2	特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移	8
3	深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移	9
4	性風俗関連特殊営業の届出数（営業所等数）の推移	9
	(1) 店舗型性風俗特殊営業	10
	(2) 無店舗型性風俗特殊営業	10
	(3) 映像送信型性風俗特殊営業	11
	(4) 電話異性紹介営業	11
第2	風俗営業者等に対する行政処分の状況	
1	行政処分の概要	12
2	違反態様別の行政処分件数の推移	14
第3	風俗関係事犯の取締り状況	
1	概要	16
2	風営適正化法違反	17
3	売春防止法違反	20
4	わいせつ事犯	22
5	ゲーム機等使用賭博事犯	25
6	公営競技関係法令違反	27
7	暴力団構成員等関与の風俗関係事犯	30

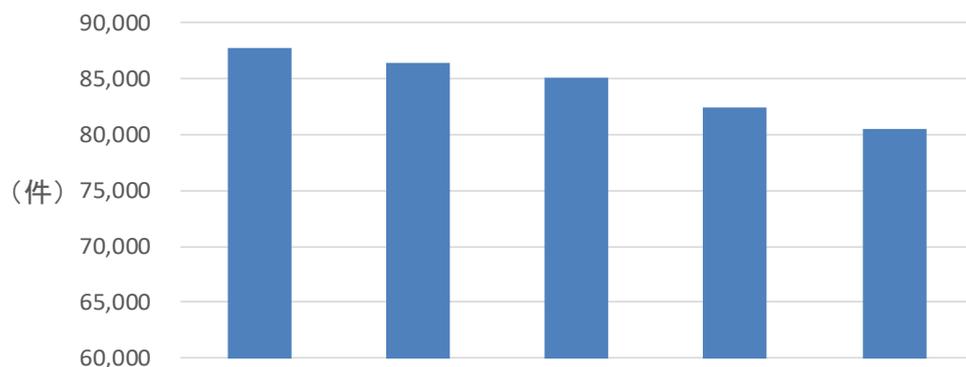
## 第1 風俗環境の現状

### 1 風俗営業の許可数（営業所数）の推移

過去5年間の風俗営業（接待飲食等営業、遊技場営業）の許可数（営業所数）は、図1のとおり、毎年減少している。

令和3年末の許可数は8万565件で、前年より1,927件（2.3%）減少した。

図1 風俗営業の許可数の推移（単位：件）



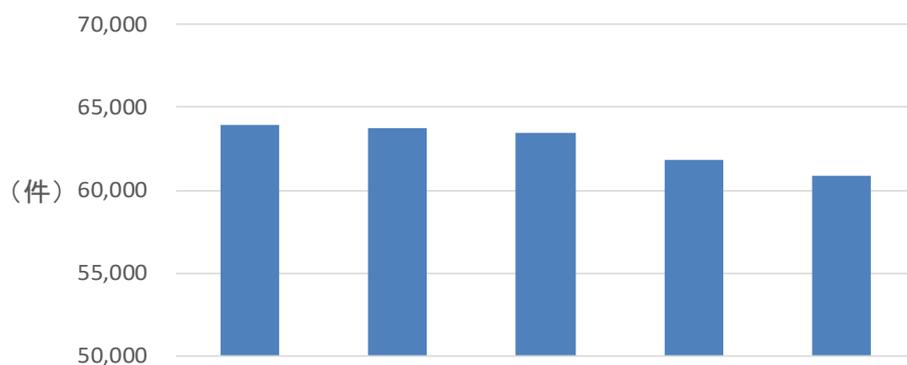
	H29	H30	R1	R2	R3
風 俗 営 業	87,773	86,360	85,121	82,492	80,565
接待飲食等営業	63,956	63,756	63,466	61,857	60,834
遊 技 場 営 業	23,817	22,604	21,655	20,635	19,731
ぱ ち ん こ 等 営 業	19,436	18,411	17,633	16,704	15,849
ゲームセンター等営業	4,381	4,193	4,022	3,931	3,882

(1) 接待飲食等営業

過去5年間の接待飲食等営業の許可数（営業所数）は、図2のとおり、毎年減少している。

令和3年末の許可数は6万834件で、前年より1,023件（1.7%）減少した。

図2 接待飲食等営業の許可数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
接待飲食等営業	63,956	63,756	63,466	61,857	60,834
1号（キャバレー等）	63,902	63,712	63,423	61,818	60,796
2号（低照度飲食店）	52	42	41	38	37
3号（区画席飲食店）	2	2	2	1	1

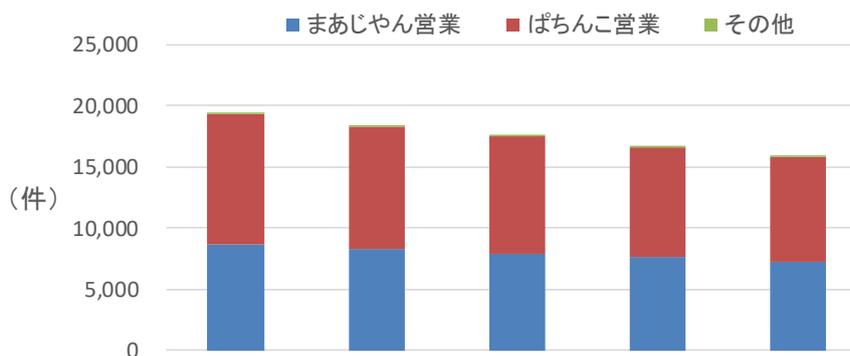
## (2) 遊技場営業

### ア ぱちんこ等営業

過去5年間のぱちんこ等営業（まあじやん営業、ぱちんこ営業、その他）の許可数（営業所数）は、図3のとおり、毎年減少している。

令和3年末の許可数は1万5,849件で、前年より855件（5.1%）減少した。

図3 ぱちんこ等営業の許可数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
ぱちんこ等営業	19,436	18,411	17,633	16,704	15,849
まあじやん営業	8,736	8,276	7,912	7,597	7,312
ぱちんこ営業	10,596	10,060	9,639	9,035	8,458
ぱちんこ遊技機設置店（注1）	9,623	9,131	8,747	8,203	7,690
回胴式遊技機等設置店	973	929	892	832	768
その他（注2）	104	75	82	72	79

（注1）ぱちんこ遊技機と他の遊技機（回胴式遊技機、スマートボール等）を併設している店舗は、ぱちんこ遊技機設置店に計上した。

（注2）射的、輪投げ等をいう。

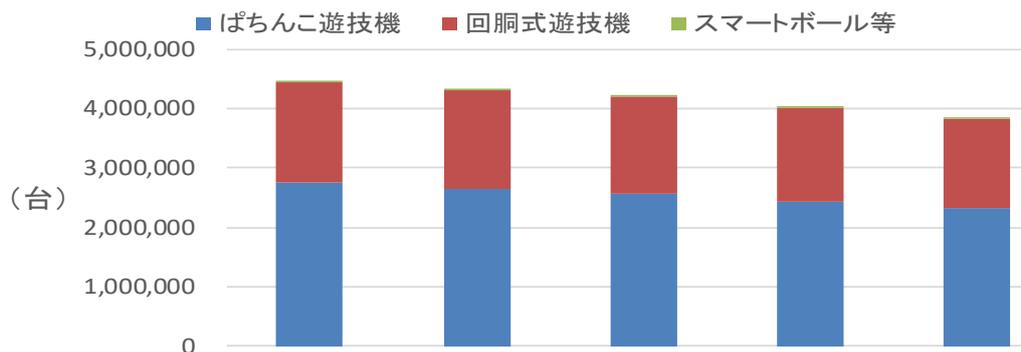
(ア) ぱちんこ遊技機等の備付台数等の推移

過去5年間のぱちんこ遊技機等の備付台数は、図4のとおり、ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の備付台数はいずれも減少している。

令和3年末のぱちんこ遊技機等の備付台数は381万4,173台で、前年より19万614台（4.8%）減少した。

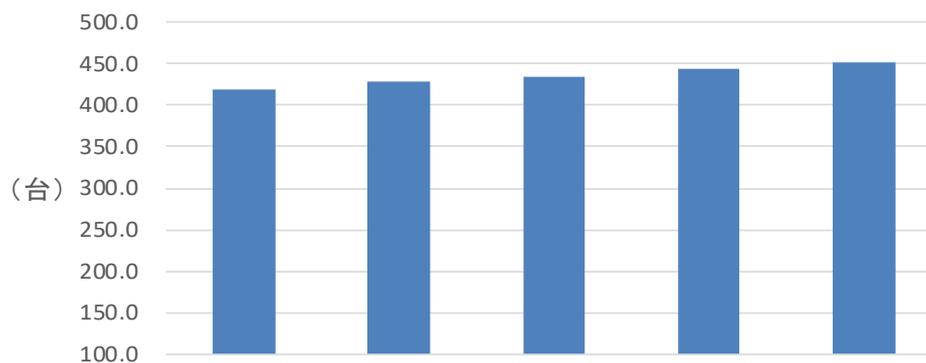
1店舗当たりの備付台数は、図5のとおり、毎年増加している。

図4 ぱちんこ遊技機等の備付台数の推移（単位：台）



	H29	H30	R1	R2	R3
ぱちんこ遊技機等	4,436,841	4,302,731	4,195,930	4,004,787	3,814,173
ぱちんこ遊技機	2,749,532	2,637,309	2,557,845	2,432,563	2,338,294
回胴式遊技機	1,687,084	1,665,243	1,637,906	1,572,048	1,475,703
スマートボール等	225	179	179	176	176

図5 1店舗当たりの備付台数の推移（単位：台）



	H29	H30	R1	R2	R3
1店舗当たりの備付台数	418.7	427.7	435.3	443.3	451.0

(イ) ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移

過去5年間のぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数は、図6のとおり、全体数が減少する中、備付台数1,001台以上の営業所は増加傾向にあったが、令和3年は、減少し、備付け台数100台以下の営業所は増加した。

令和3年末のぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所の構成比は、図7のとおり、備付台数500台以下が68.4%、備付台数501台以上が31.6%で前年とほぼ同数であった。

図6 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所数の推移（単位：軒）

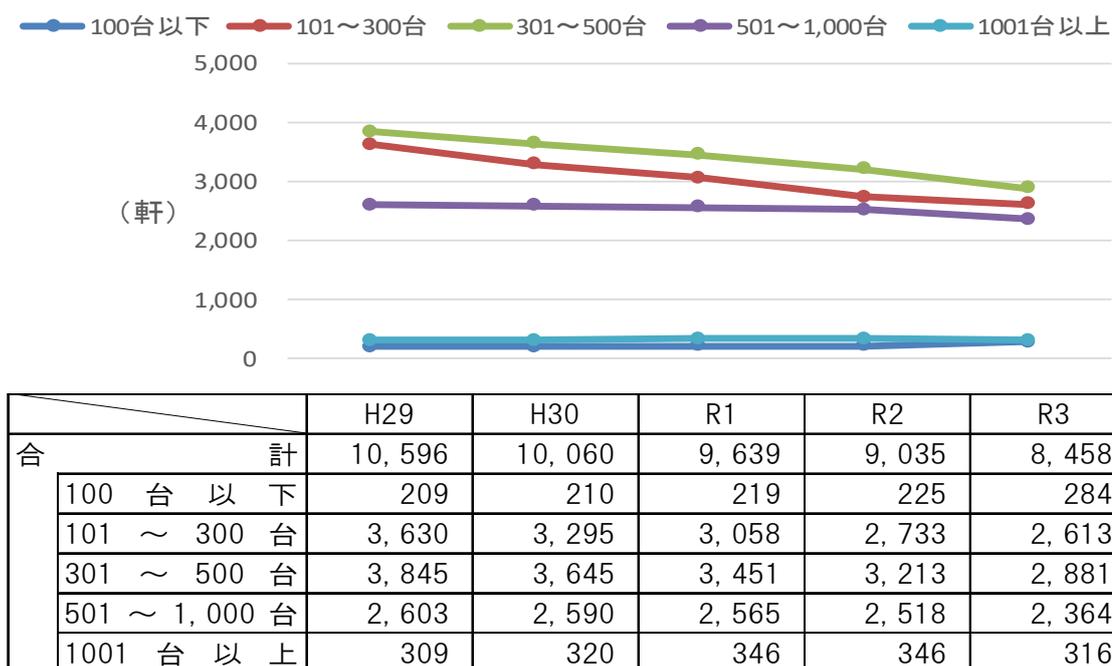
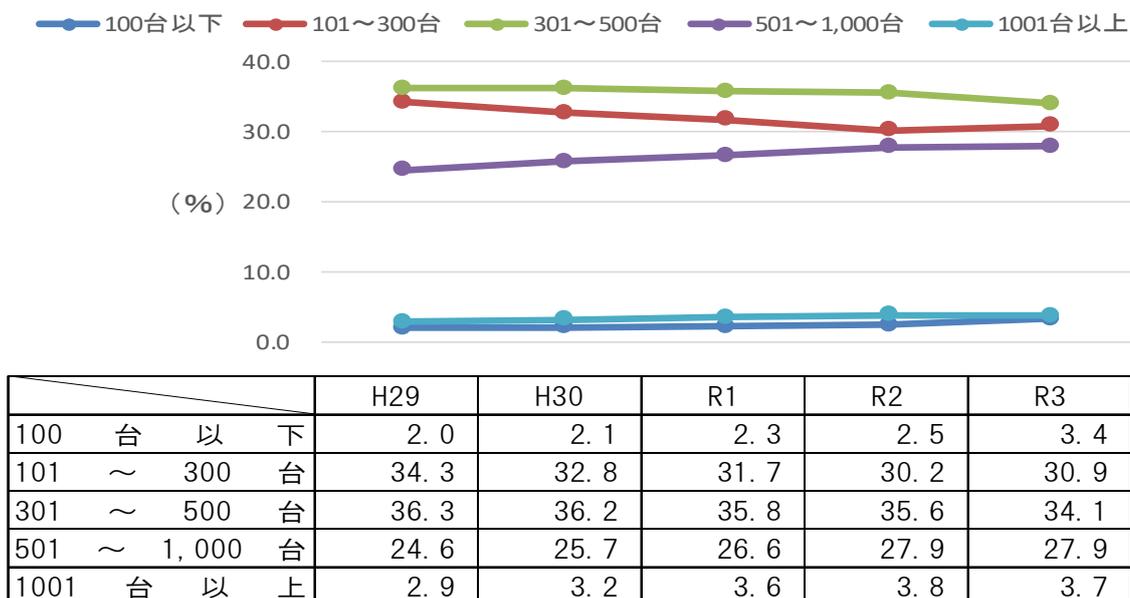


図7 ぱちんこ遊技機等備付台数別の営業所の構成比の推移（単位：%）



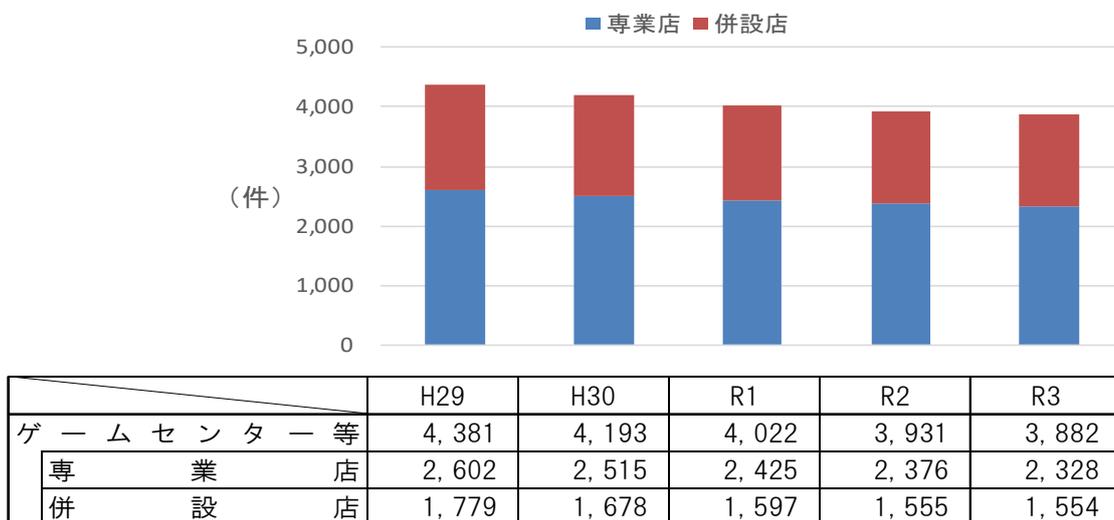
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

イ ゲームセンター等

過去5年間のゲームセンター等の許可数（営業所数）は、図8のとおり、毎年減少している。

令和3年末の許可数は3,882件で、前年より49件（1.2%）減少した。

図8 ゲームセンター等の許可数の推移（単位：件）



(ア) 遊技設備の設置台数等の推移

過去5年間の遊技設備の設置台数は、図9のとおり、増減を繰り返している。

令和3年末の遊技設備の設置台数は33万4,239台で、前年より7,972台（2.3%）減少している。

1店舗当たりの設置台数は、図10のとおり、令和3年は減少している。

図9 遊技設備の設置台数の推移（単位：台）

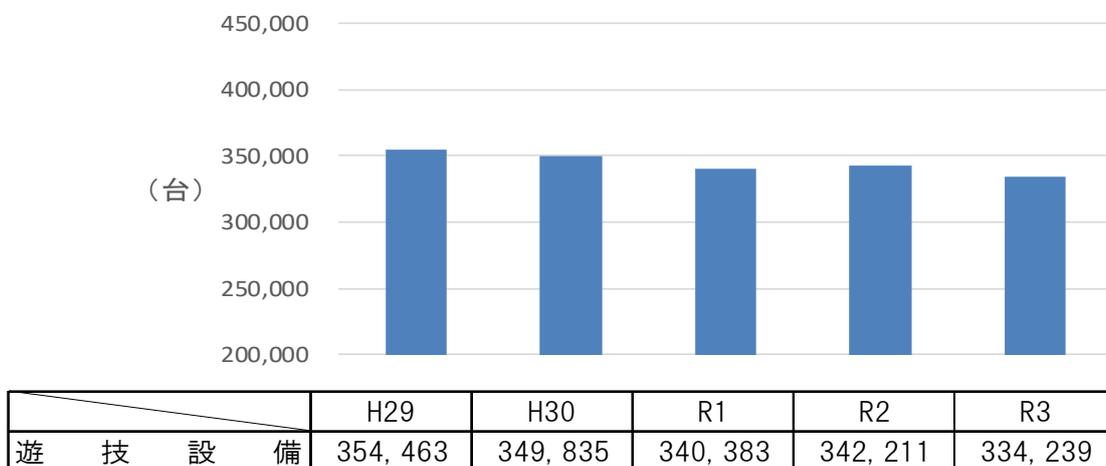
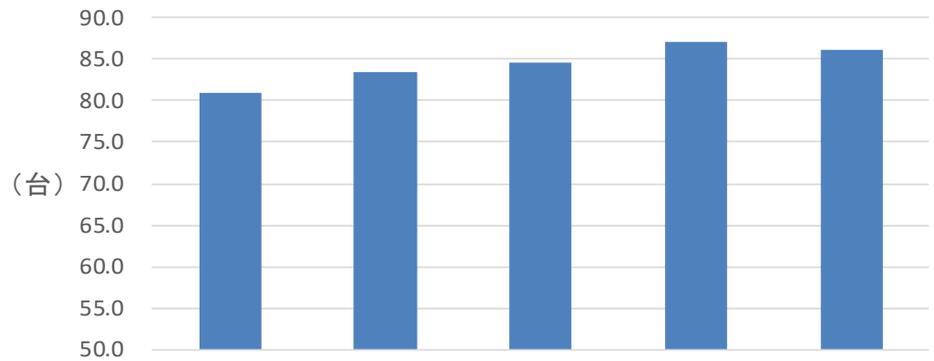


図10 1店舗当たりの設置台数の推移（単位：台）



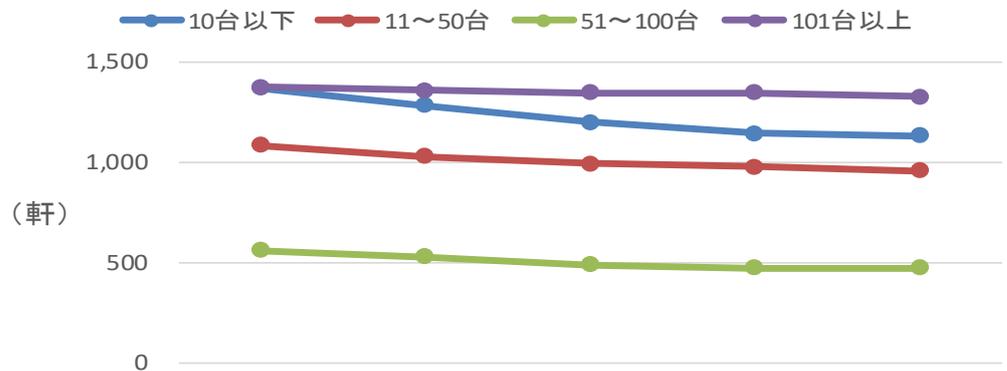
	H29	H30	R1	R2	R3
1店舗当たりの設置台数	80.9	83.4	84.6	87.1	86.1

(イ) 遊技設備設置台数別の営業所数の推移

過去5年間のゲームセンター等遊技設備設置台数別の営業所数は、図11のとおり、全体として減少傾向にある。

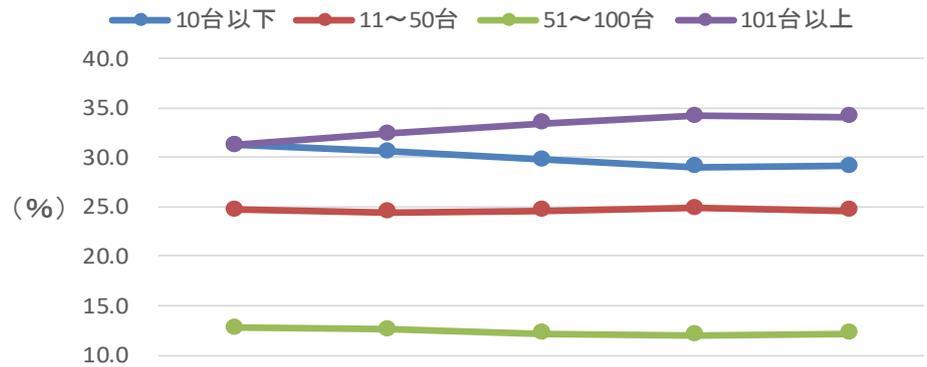
令和3年末の遊技設備設置台数別の営業所の構成比は、図12のとおり、100台以下が65.9%、101台以上が34.1%で前年と同数であった。

図11 遊技設備設置台数別の営業所数の推移（単位：軒）



	H29	H30	R1	R2	R3
合 計	4,381	4,193	4,022	3,931	3,882
10台以下	1,369	1,281	1,196	1,140	1,130
11~50台	1,083	1,026	991	976	954
51~100台	559	529	490	473	474
101台以上	1,370	1,357	1,345	1,342	1,324

図12 遊技設備設置台数別の営業所の構成比の推移（単位：％）



	H29	H30	R1	R2	R3
10 台 以 下	31.2	30.6	29.7	29.0	29.1
11 ～ 50 台	24.7	24.5	24.6	24.8	24.6
51 ～ 100 台	12.8	12.6	12.2	12.0	12.2
101 台 以 上	31.3	32.4	33.4	34.1	34.1

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

## 2 特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）の推移

特定遊興飲食店営業の許可数（営業所数）は、下表のとおりである。

令和3年末の許可数は459件で、前年より41件（9.8％）増加した。

表 特定遊興飲食店営業の許可数（単位：件）

	H29	H30	R1	R2	R3
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	305	379	404	418	459
ナ イ ト ク ラ ブ	234	300	313	316	339
その他（ショーパブ、ライブハウス等）	71	79	91	102	120

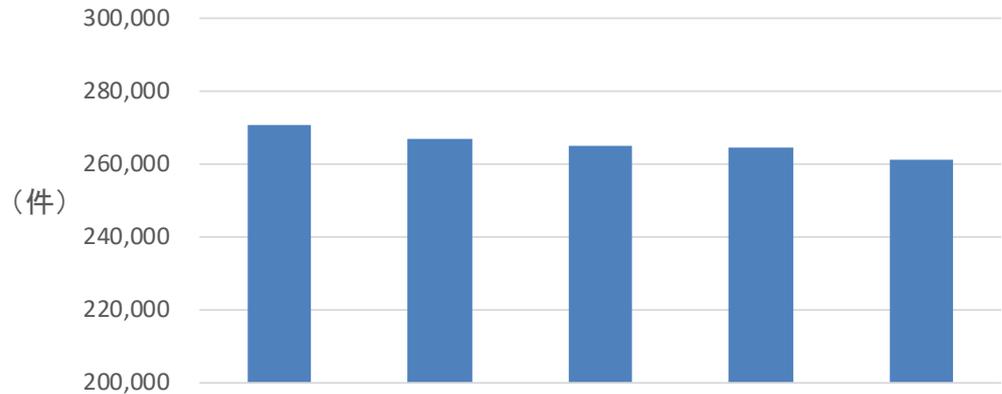
（注）上位5都道府県は、東京都、大阪府、福岡県、愛知県、北海道である。

### 3 深夜酒類提供飲食店営業の届出数（営業所数）の推移

過去5年間の深夜酒類提供飲食店営業の届出数(営業所数)は、図13のとおり、毎年減少している。

令和3年末の届出数は26万1,149件で、前年より3,210件（1.2%）減少した。

図13 深夜酒類提供飲食店営業の届出数の推移（単位：件）



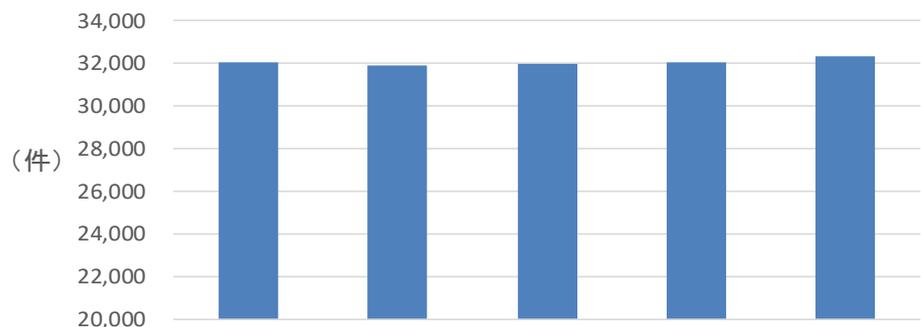
	H29	H30	R1	R2	R3
深夜酒類提供飲食店営業	270,793	266,888	264,938	264,359	261,149

### 4 性風俗関連特殊営業の届出数（営業所等数）の推移

過去5年間の性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業・無店舗型性風俗特殊営業・映像送信型性風俗特殊営業・電話異性紹介営業）の届出数（営業所等数）は、図14のとおり、ほぼ横ばい状態にある。

令和3年末の性風俗関連特殊営業の届出数は3万2,349件で、前年より283件（0.9%）増加した。

図14 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（単位：件）



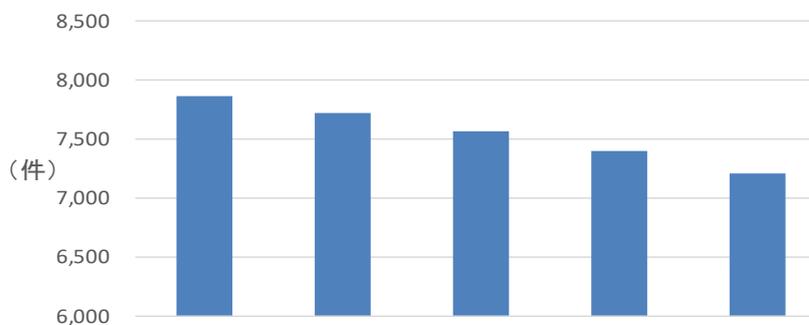
	H29	H30	R1	R2	R3
性風俗関連特殊営業	32,084	31,925	31,956	32,066	32,349
店舗型性風俗特殊営業	7,862	7,718	7,570	7,402	7,215
無店舗型性風俗特殊営業	21,398	21,421	21,619	21,837	22,021
映像送信型性風俗特殊営業	2,612	2,584	2,575	2,641	2,935
電話異性紹介営業	212	202	192	186	178

(1) 店舗型性風俗特殊営業

過去5年間の店舗型性風俗特殊営業の届出数（営業所数）は、図15のとおり、毎年減少している。

令和3年末の届出数は7,215件で、前年より187件（2.5%）減少した。

図15 店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



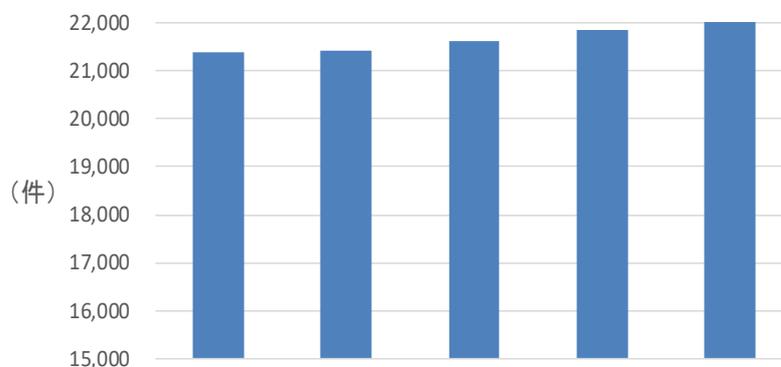
	H29	H30	R1	R2	R3
店舗型性風俗特殊営業	7,862	7,718	7,570	7,402	7,215
1号（ソープランド等）	1,217	1,222	1,214	1,207	1,185
2号（店舗型ファッションヘルス等）	780	770	755	723	707
3号（ストリップ劇場等）	100	100	95	98	95
4号（モテル・ラブホテル等）	5,537	5,417	5,306	5,183	5,042
5号（アダルトショップ等）	150	136	131	124	120
6号（出会い系喫茶等）	78	73	69	67	66

(2) 無店舗型性風俗特殊営業

過去5年間の無店舗型性風俗特殊営業の届出数（事務所数）は、図16のとおり、毎年増加している。

令和3年末の届出数は2万2,021件で、前年より184件（0.8%）増加した。

図16 無店舗型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）



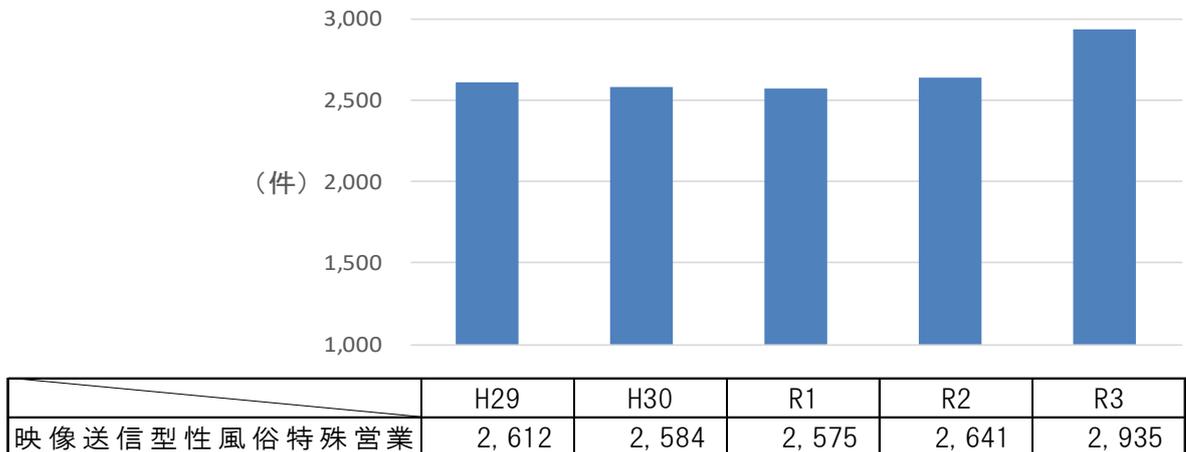
	H29	H30	R1	R2	R3
無店舗型性風俗特殊営業	21,398	21,421	21,619	21,837	22,021
1号（派遣型ファッションヘルス等）	20,116	20,152	20,319	20,512	20,674
2号（アダルトビデオ等通信販売）	1,282	1,269	1,300	1,325	1,347

(3) 映像送信型性風俗特殊営業

過去5年間の映像送信型性風俗特殊営業の届出数（事務所数）は、図17のとおり、令和元年まで減少し、令和2年から増加している。

令和3年末の届出数は2,935件で、前年より294件（11.1%）増加した。

図17 映像送信型性風俗特殊営業の届出数の推移（単位：件）

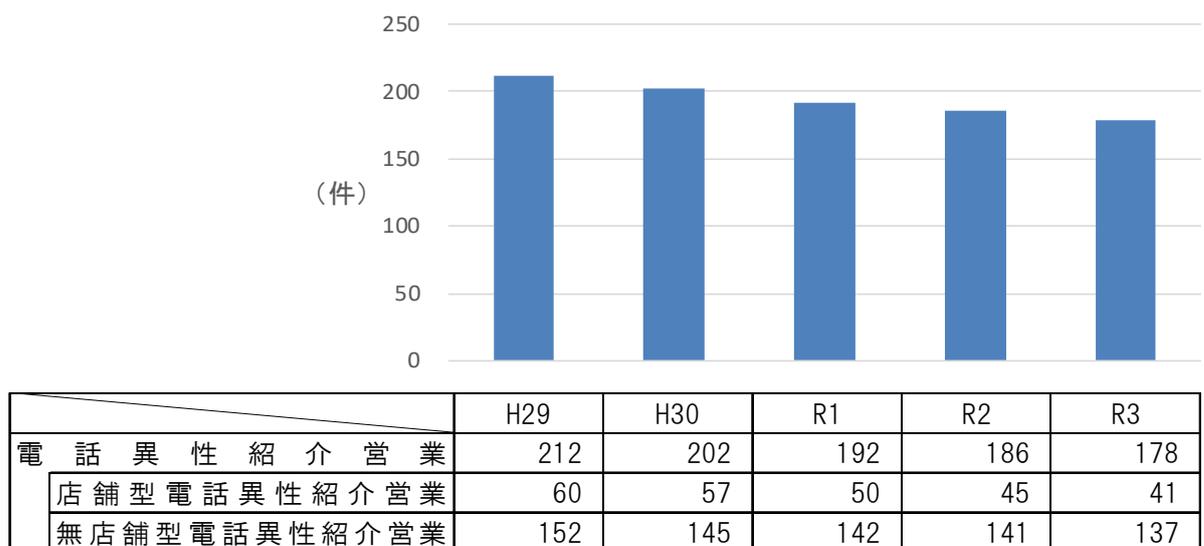


(4) 電話異性紹介営業

過去5年間の電話異性紹介営業（店舗型電話異性紹介営業・無店舗型電話異性紹介営業）の届出数（営業所等数）は、図18のとおり、毎年減少している。

令和3年末の届出数は178件で、前年より8件（4.3%）減少した。

図18 電話異性紹介営業の届出数の推移（単位：件）



## 第2 風俗営業等に対する行政処分の状況

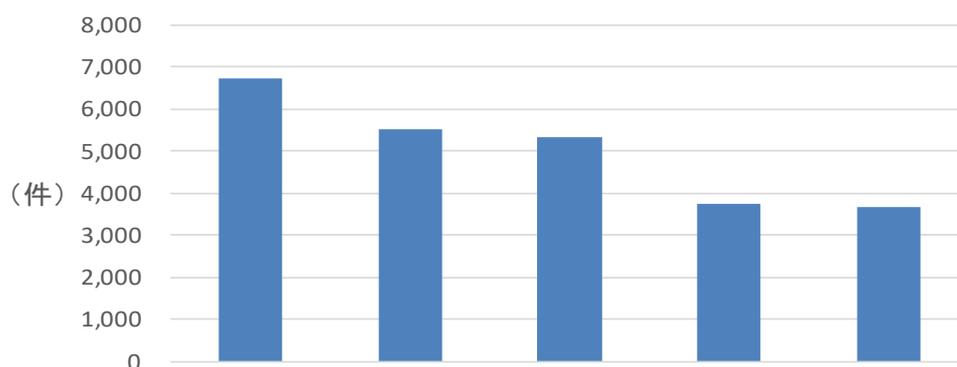
### 1 行政処分の概要

過去5年間の風俗営業等に対する行政処分（取消し・廃止命令等、停止命令等、指示）件数は、図19のとおり、毎年減少している。

令和3年中の行政処分件数は3,678件で、前年より73件（1.9%）減少した。

営業種別ごとの行政処分件数の推移は、図20、21のとおりである。

図19 風俗営業等に対する行政処分件数の推移（単位：件）

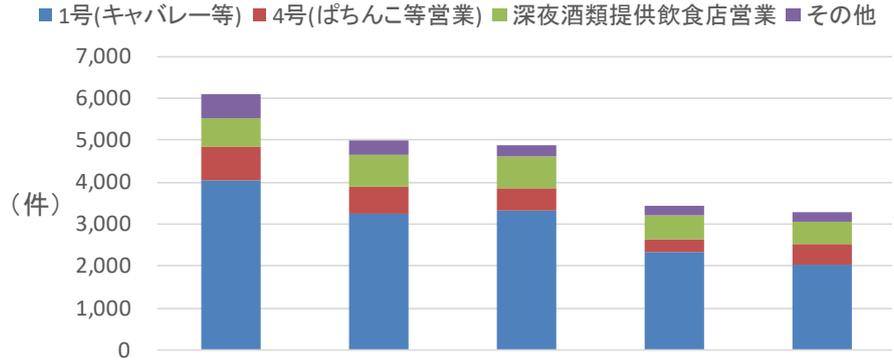


	H29	H30	R1	R2	R3
総数	6,713	5,506	5,339	3,751	3,678
取消し・廃止命令等	134	85	77	101	106
停止命令等	444	374	365	299	272
指示	6,135	5,047	4,897	3,351	3,300

（注）取消し・廃止命令等には、返納も含む。

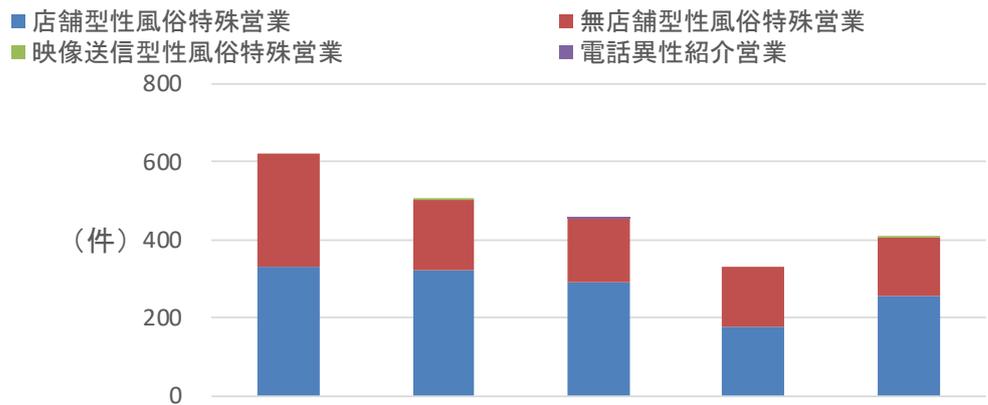
（注）停止命令等には、措置も含む。

図20 営業種別（風俗営業等）ごとの行政処分件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
風 俗 営 業 等	6,094	5,003	4,883	3,420	3,272
接 待 飲 食 等 営 業	4,066	3,230	3,302	2,331	2,019
1号(キャバレー等)	4,058	3,229	3,302	2,331	2,019
2号(低照度飲食店)	8	1	0	0	0
3号(区画席飲食店)	0	0	0	0	0
旧3号(ナイトクラブ等)	—	—	—	—	—
旧4号(ダンスホール等)	—	—	—	—	—
遊 技 場 営 業	901	754	599	368	598
4号(ぱちんこ等営業)	781	644	537	315	503
5号(ゲームセンター等)	120	110	62	53	95
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業	9	18	16	7	7
飲 食 店 営 業	1,117	1,000	966	714	648
深夜酒類提供飲食店営業	690	792	752	542	526
そ の 他	1	1	0	0	0

図21 営業種別（性風俗関連特殊営業）ごとの行政処分件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	619	503	456	331	406
店舗型性風俗特殊営業	330	323	290	175	255
無店舗型性風俗特殊営業	289	178	164	156	149
映像送信型性風俗特殊営業	0	2	1	0	2
電話異性紹介営業	0	0	1	0	0

## 2 違反態様別の行政処分件数の推移

過去5年間の違反態様別の行政処分件数の推移は、下表のとおりである。

表 違反態様別の行政処分件数の推移（単位：件）

	H29	H30	R1	R2	R3
従業員名簿の備付義務違反	1,662	1,351	1,348	874	879
変更届出義務違反等	571	569	494	452	510
従業者の確認義務等	811	538	653	499	439
営業時間の制限違反	782	782	736	514	432
構造・設備の維持違反	807	600	547	326	310
条例の遵守事項違反	274	220	203	142	186
無許可営業	292	245	222	155	121
年少者の立入禁止表示違反	179	128	141	80	110
客引き	148	122	123	95	60
8条取消し事由営業の休止等	62	32	17	47	53
構造・設備遊技機の無承認変更	115	87	119	50	52
開始届出義務違反等	109	92	62	56	48
広告・宣伝の規制違反	100	69	41	16	26
料金表示違反	84	55	50	26	24
20歳未満の者に酒類等の提供行為	31	19	34	34	20
年少者使用	29	22	18	15	19
届出確認書の備付け・提示義務違反	35	19	16	12	17
遊技機の規制違反	10	6	2	2	16
照度規制違反	75	55	28	12	14
8条取消し事由人的欠格事項	12	12	12	9	14
遊技料金等の規制違反	8	2	3	1	2
その他	478	460	448	308	304
その他の法令計	39	21	22	26	22
合計	6,713	5,506	5,339	3,751	3,678

## 【主要処分事例】

### 1 ぱちんこ店の営業者に対する取消し事案

ぱちんこ店の営業者らは、営業所に設置されたぱちんこ遊技機の遊技くぎについて、あらかじめ公安委員会の承認を受けずに、遊技機の性能に影響を及ぼすおそれのある変更をした。また、同店付近に設置された景品買取所において、同店が遊技の結果に応じて客に提供した賞品を買い取った。

令和3年6月、ぱちんこ店営業者らを風営適正化法違反（無承認変更・賞品買取り等）により検挙するとともに、同年12月、営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行った。

### 2 社交飲食店の営業者に対する取消し事案

社交飲食店（接待飲食等営業1号のうち、キャバレー、カフェー、クラブ等の営業店）の営業者は、令和3年4月に女性従業員をして客に卑わいな行為をさせていたことによる条例の遵守事項違反により営業停止命令処分を受けた。

さらに令和3年9月、同種の法令違反をしたことを受け、令和3年11月、営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行った。

### 3 社交飲食店の営業者に対する取消し事案

社交飲食店（接待飲食等営業1号のうち、キャバレー、カフェー、クラブ等の営業店）の営業者は、自己の名義をもって、他人に当該営業を営ませることを承諾し、令和3年2月、同店において、自己の名義で他人に当該営業を営ませたもの。

令和3年9月、営業者を風営適正化法違反（名義貸し）により検挙し、令和3年12月、営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行った。

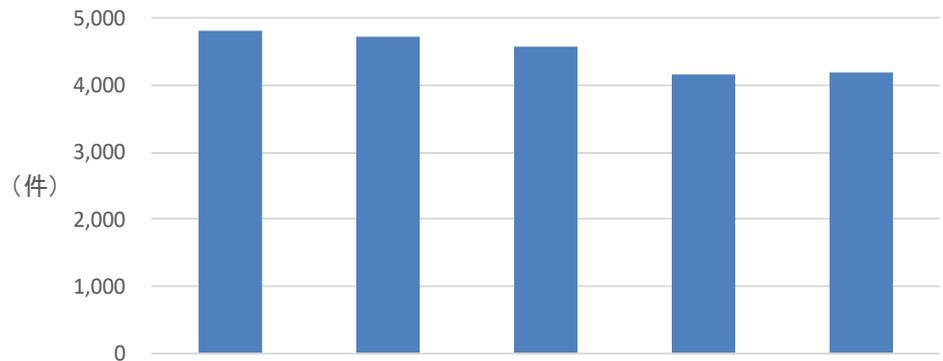
### 第3 風俗関係事犯の取締り状況

#### 1 概要

過去5年間の風俗関係事犯（風営適正化法違反・売春防止法違反・わいせつ事犯・ゲーム機等使用賭博事犯・公営競技関係法令違反）の検挙件数は、図22のとおり、令和2年まで減少し、令和3年は増加した。検挙人員は、図23のとおり、毎年減少している。

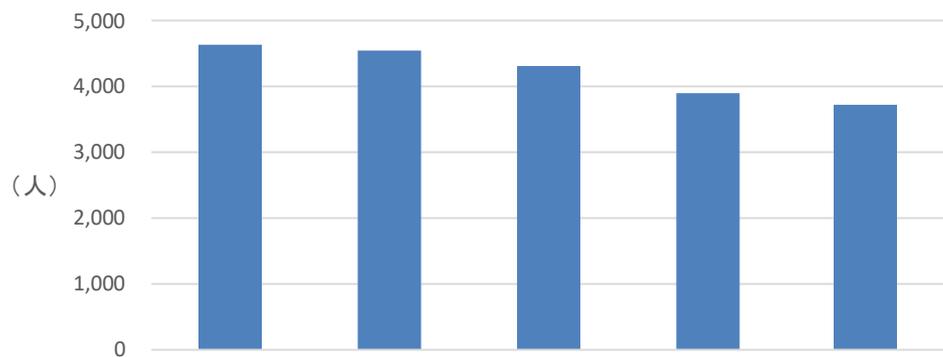
令和3年中は4,192件、3,711人で、前年より40件（1.0%）増加、181人（4.7%）減少した。

図22 風俗関係事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
風俗関係事犯	4,824	4,723	4,563	4,152	4,192
風営適正化法違反	1,752	1,610	1,409	1,022	936
売春防止法違反	460	427	443	400	426
わいせつ事犯	2,557	2,638	2,650	2,671	2,763
ゲーム機等使用賭博事犯	49	42	52	55	56
公営競技関係法令違反	6	6	9	4	11

図23 風俗関係事犯の検挙人員の推移（単位：人）



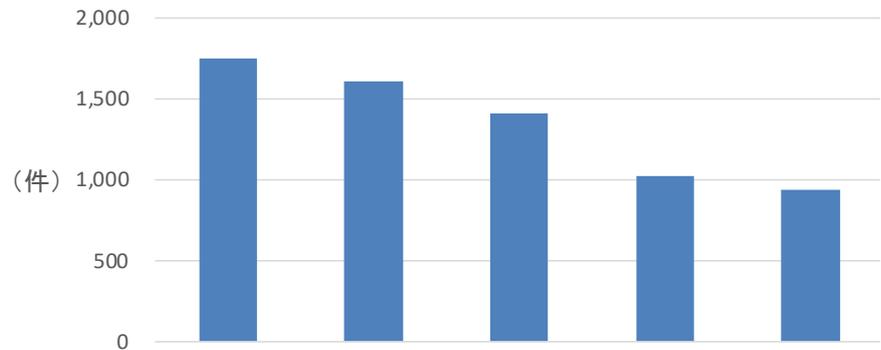
	H29	H30	R1	R2	R3
風俗関係事犯	4,638	4,544	4,315	3,892	3,711
風営適正化法違反	1,849	1,747	1,524	1,195	926
売春防止法違反	388	390	399	396	378
わいせつ事犯	2,003	2,118	2,028	1,947	2,015
ゲーム機等使用賭博事犯	387	279	351	348	378
公営競技関係法令違反	11	10	13	6	14

## 2 風営適正化法違反

過去5年間の風営適正化法違反の検挙件数及び検挙人員は、図24、25のとおり、毎年減少している。

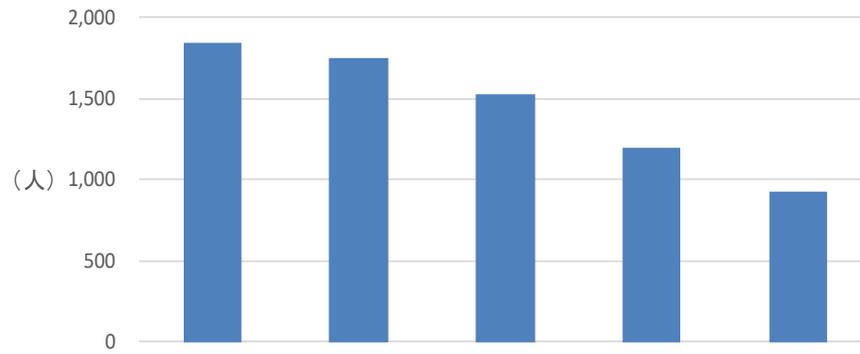
令和3年中は936件、926人で、前年より86件（8.4%）、269人（22.5%）減少した。

図24 風営適正化法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
風 営 適 正 化 法 違 反	1,752	1,610	1,409	1,022	936
無 許 可 営 業	269	252	186	161	148
客 引 き ・ つ き ま と い 等	268	267	258	155	100
禁 止 区 域 等 営 業	266	259	226	174	167
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	189	181	146	95	102
年 少 者 使 用	178	138	124	80	91
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	132	122	106	71	77
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	90	85	113	90	57
広 告 宣 伝	50	52	46	32	47
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	50	26	30	26	16
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	49	41	39	29	19
名 義 貸 し	25	28	25	34	37
そ の 他	186	159	110	75	75

図25 風営適正化法違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H29	H30	R1	R2	R3
風 営 適 正 化 法 違 反	1,849	1,747	1,524	1,195	926
無 許 可 営 業	368	387	281	221	161
客 引 き ・ つ き ま と い 等	370	358	361	244	136
禁 止 区 域 等 営 業	474	490	353	312	290
従 業 者 名 簿 の 備 付 義 務	56	47	53	34	29
年 少 者 使 用	203	141	125	108	110
接 客 従 業 者 の 国 籍 等 の 確 認	4	10	6	1	2
20 歳 未 満 の 者 へ の 酒 類 等 提 供	162	143	204	157	102
広 告 宣 伝	4	0	4	0	0
無 届 営 業 ・ 届 出 書 の 虚 偽 記 載 等	34	26	18	16	6
構 造 設 備 ・ 遊 技 機 の 無 承 認 変 更	52	41	49	31	16
名 義 貸 し	24	26	22	28	34
そ の 他	98	78	48	43	40

## 【主要検挙事例】

### 1 飲食店における無許可営業等事件

飲食店グループの経営者らは、公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、店内において客に対し、女性従業員に接待をさせるとともに、酒類を提供して飲食をさせるなど無許可で風俗営業を営んだ。

令和3年3月までに、暴力団幹部を含む経営者らを風営適正化法違反（無許可営業）等により検挙した。

【大阪府警察】

### 2 アロマエステ店を偽装した店舗における禁止区域営業事件

被疑者らは、営業所の所在地が法令で禁止された区域内であるにもかかわらず、アロマエステ店を偽装し、アパート個室において、男性客に対し女性従業員に性的サービスをさせ、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。

令和3年1月、被疑者らを風営適正化法違反（禁止区域営業）により検挙した。

【山形県警察】

### 3 無許可社交飲食店における年少者使用等事件

無許可社交飲食店（接待飲食等営業1号のうち、キャバレー、カフェー、クラブ等の営業店）の経営者らは、18歳未満であることを知りながら少女らをホステスとして雇用し、同店において客の接待をさせた。

令和3年5月までに、経営者らを風営適正化法違反（無許可営業・年少者使用）により検挙した。

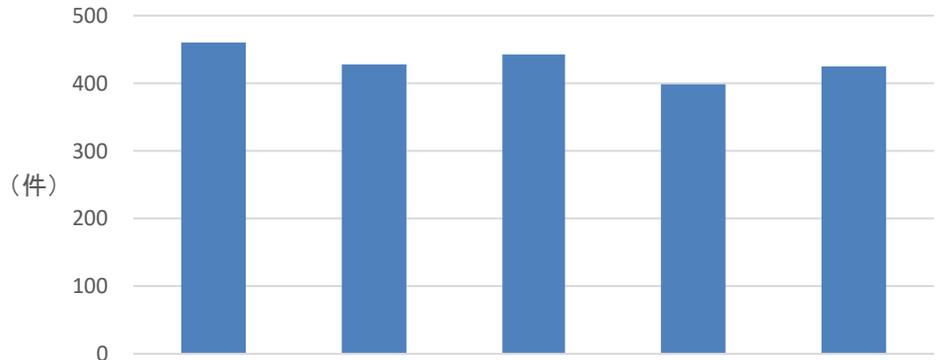
【福岡県警察】

### 3 売春防止法違反

過去5年間の売春防止法違反の検挙件数は、図26のとおり、増減を繰り返し、検挙人員は、図27のとおり、令和元年まで増加し、令和2年から減少している。

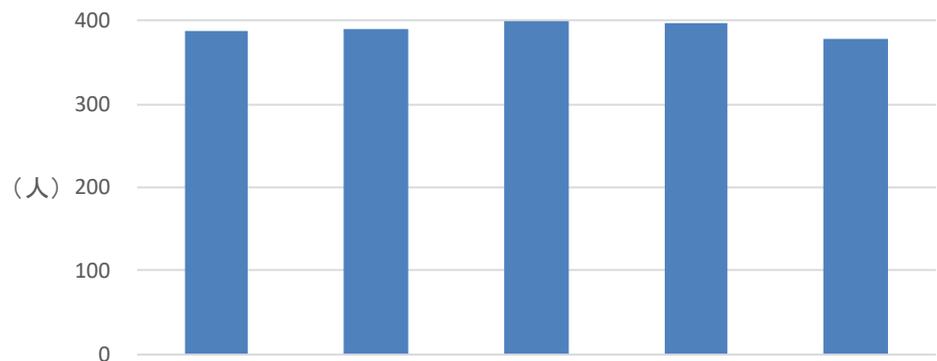
令和3年中は426件、378人で、前年より26件（6.5%）増加、18人（4.5%）減少した。

図26 売春防止法違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
売 春 防 止 法 違 反	460	427	443	400	426
勸 誘 等	220	206	227	222	269
周 旋 等	117	101	113	97	74
売 春 を さ せ る 契 約	75	65	61	43	45
場 所 提 供 等	40	49	34	32	28
売 春 を さ せ る 業	5	2	2	3	5
そ の 他	3	4	6	3	5

図27 売春防止法違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H29	H30	R1	R2	R3
売 春 防 止 法 違 反	388	390	399	396	378
勸 誘 等	215	202	226	219	266
周 旋 等	117	105	113	86	64
売 春 を さ せ る 契 約	3	8	10	9	11
場 所 提 供 等	43	61	42	60	29
売 春 を さ せ る 業	7	9	3	19	8
そ の 他	3	5	5	3	0

【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>SNS等利用による売春の周旋等事件</b>
----------	--------------------------

被疑者らは、女性らに対し、SNS等を利用して募った不特定の男性を売春の相手方として引き合わせ、売春の周旋をした。

令和3年11月までに、被疑者らを売春防止法違反（周旋・契約）により検挙した。

【警視庁】

<b>2</b>	<b>複数の県にまたがる売春の場所提供業等事件</b>
----------	-----------------------------

被疑者らは、複数の県において、女性らが売春をするに際し、その情を知らながらアパート一室を使用させ、売春を行う場所を提供することを業とした。

令和3年10月までに、被疑者らを売春防止法違反（場所提供業）等により検挙した。

【広島県警察、岡山県警察、徳島県警警察、香川県警察】

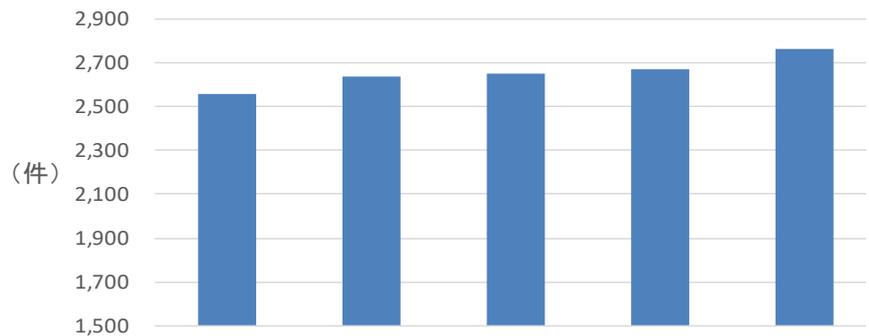
#### 4 わいせつ事犯

過去5年間のわいせつ事犯（公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の検挙件数は図28のとおり、毎年増加し、検挙人員は、図29のとおり、増減を繰り返している。

令和3年中は2,763件、2,015人で、前年より92件（3.4%）、68人（3.5%）増加した。

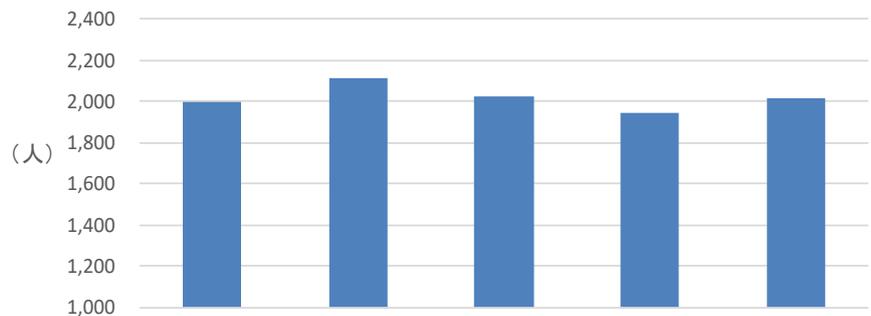
また、過去5年間のインターネットを利用したわいせつ事犯の検挙件数は、図30のとおり、781件から860件の間で推移している。

図28 わいせつ事犯の検挙件数の推移（単位：件）



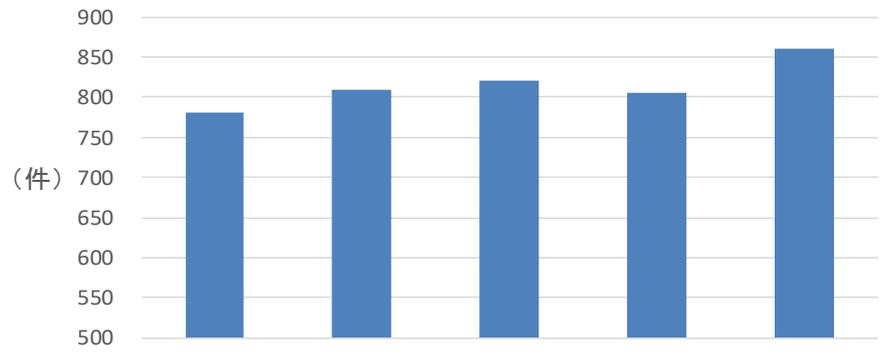
	H29	H30	R1	R2	R3
わいせつ事犯	2,557	2,638	2,650	2,671	2,763
公然わいせつ（刑法第174条）	1,723	1,747	1,770	1,784	1,846
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	834	891	880	887	917

図29 わいせつ事犯の検挙人員の推移（単位：人）



	H29	H30	R1	R2	R3
わいせつ事犯	2,003	2,118	2,028	1,947	2,015
公然わいせつ（刑法第174条）	1,440	1,504	1,464	1,379	1,452
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	563	614	564	568	563

図30 インターネット利用わいせつ事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
インターネット利用わいせつ事犯	781	809	821	805	860

## 【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>店舗におけるわいせつDVD頒布目的所持等事件</b>
----------	-------------------------------

被疑者らは、マンション内に設けた店舗等において、わいせつDVDを販売目的で所持した。

令和3年9月、被疑者らをわいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持罪等により検挙するとともに、同店舗等に保管していたわいせつDVD合計約2万枚を押収した。

【警視庁】

<b>2</b>	<b>SNSを利用したわいせつ電磁的記録等送信頒布事件</b>
----------	---------------------------------

被疑者らは、SNSを利用し、わいせつな画像データを電気通信の送信により、不特定の者に頒布した。

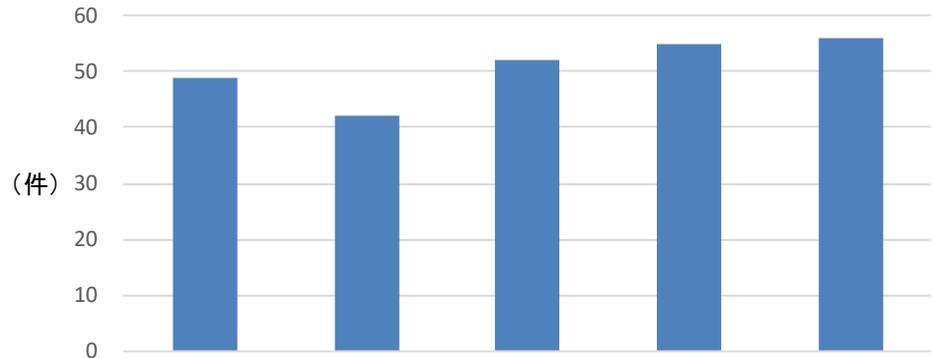
令和3年2月、被疑者らをわいせつ電磁的記録等送信頒布罪により検挙した。

【広島県警察】

## 5 ゲーム機等使用賭博事犯

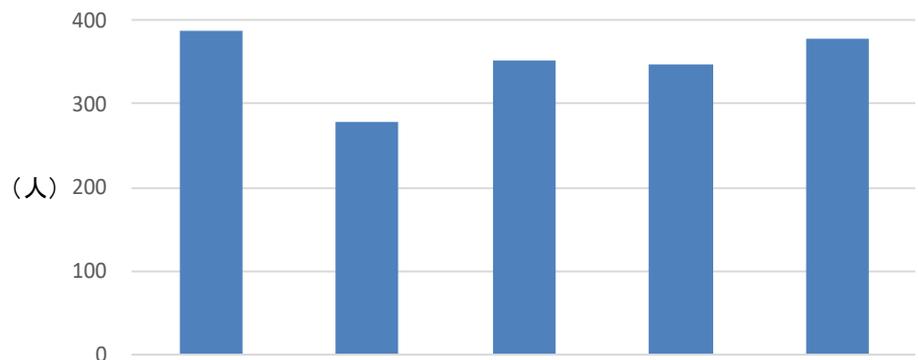
過去5年間のゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数は、図31のとおり、平成30年は減少し、令和元年から増加している。検挙人員は、図32のとおり、増減を繰り返している。令和3年中は56件、378人で、前年より1件（1.8%）、30人（8.6%）増加した。

図31 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
ゲーム機等使用賭博事犯	49	42	52	55	56
単純賭博	6	5	8	12	8
常習賭博	35	29	39	35	39
賭博場開張等凶利	8	8	5	8	9
組織的常習賭博	0	0	0	0	0
組織的賭博場開張等凶利	0	0	0	0	0

図32 ゲーム機等使用賭博事犯の検挙人員の推移（単位：人）



	H29	H30	R1	R2	R3
ゲーム機等使用賭博事犯	387	279	351	348	378
単純賭博	154	89	164	158	170
常習賭博	175	125	169	124	151
賭博場開張等凶利	58	65	18	66	57
組織的常習賭博	0	0	0	0	0
組織的賭博場開張等凶利	0	0	0	0	0

【主要検挙事例】

1	<b>ウェブサイトを利用した常習賭博等事件</b>
---	---------------------------

被疑者らは、常習として、店内にパーソナルコンピュータを設置し、ウェブサイトを利用して、賭客を相手方としてバカラ等の賭博をした。

令和3年11月までに、経営者らを常習賭博罪、賭客を単純賭博罪により検挙した。

【兵庫県警察】

2	<b>スロット機等賭博による常習賭博等事件</b>
---	---------------------------

ビリヤード店の経営者は、常習として、店内設置のスロット機等を使用して、賭客を相手方として賭博をした。

令和3年9月、経営者を常習賭博罪、賭客を単純賭博罪により検挙した。

【福井県警察】

3	<b>バカラ賭博による賭博開張図利等事件</b>
---	--------------------------

被疑者らは、店内にバカラ台を設置して賭博場を開帳し、賭客に賭博をさせ、その際金銭を徴収して利益を図った。

令和3年3月までに、経営者らを賭博開張図利罪、賭客を単純賭博罪により検挙した。

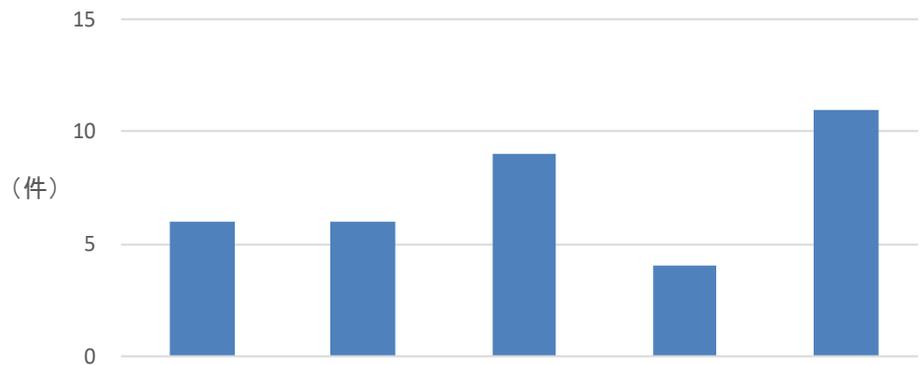
【大阪府警察】

## 6 公営競技関係法令違反

過去5年間の公営競技関係法令（競馬法・自転車競技法・小型自動車競走法・モーターボート競走法）違反の検挙件数及び検挙人員は、図33、34のとおり、増減を繰り返している。

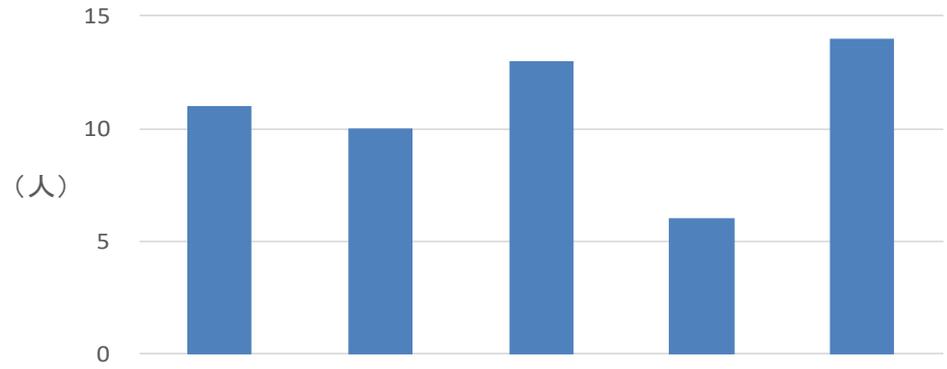
令和3年中は11件、14人で、前年より7件（175.0%）、8人（133.3%）増加した。

図33 公営競技関係法令違反の検挙件数の推移（単位：件）



	H29	H30	R1	R2	R3
公営競技関係法令違反	6	6	9	4	11
うちノミ行為	5	4	5	1	0
競馬法	1	2	5	3	2
うちノミ行為	0	0	1	0	0
自転車競技法	3	2	1	0	8
うちノミ行為	3	2	1	0	0
小型自動車競走法	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	2	2	3	1	1
うちノミ行為	2	2	3	1	0

図34 公営競技関係法令違反の検挙人員の推移（単位：人）



	H29	H30	R1	R2	R3
公営競技関係法令違反	11	10	13	6	14
うちノミ行為	10	8	9	3	0
競馬法	1	2	6	3	5
うちノミ行為	0	0	2	0	0
自転車競技法	6	4	2	0	8
うちノミ行為	6	4	2	0	0
小型自動車競走法	0	0	0	0	0
うちノミ行為	0	0	0	0	0
モーターボート競走法	4	4	5	3	1
うちノミ行為	4	4	5	3	0

【主要検挙事例】

<b>1</b>	<b>調教師らによる競馬法違反（勝馬投票券購入制限）事件</b>
----------	----------------------------------

被疑者らは、地方競馬の調教師及び騎手であり、競馬法で地方競馬の勝馬投票券購入が禁止されているが、インターネットを通じて、代金合計約60万円分の地方競馬の勝馬投票券を購入した。

令和3年3月、被疑者らを競馬法違反（勝馬投票券購入制限）により検挙した。

【岐阜県警察】

<b>2</b>	<b>きゅう務員による競馬法違反（勝馬投票券購入制限）事件</b>
----------	-----------------------------------

被疑者は、地方競馬のきゅう務員であり、競馬法で地方競馬の勝馬投票券購入が禁止されているが、インターネットを通じて、代金合計約2万円分の地方競馬の勝馬投票券を購入した。

令和3年11月、被疑者を競馬法違反（勝馬投票券購入制限）により検挙した。

【兵庫県警察】

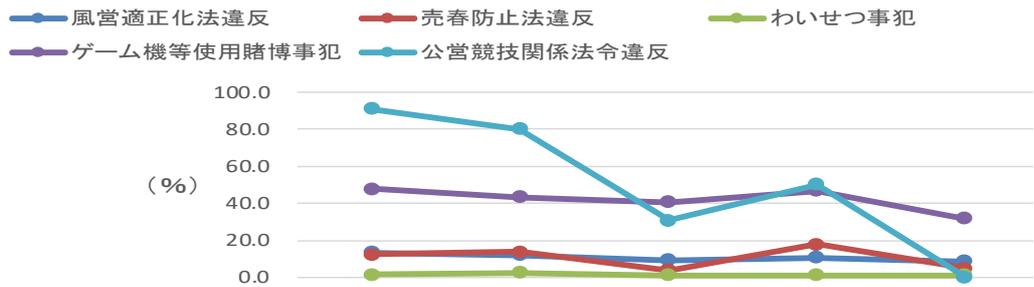
## 7 暴力団構成員等関与の風俗関係事犯

過去5年間の風俗関係事犯における暴力団構成員等の関与率は、図35のとおりである。

令和3年中に検挙人員に占める割合で見た関与率が最も高かったのはゲーム機等使用賭博事犯の31.7%で、次いで、風営適正化法違反の8.5%であった。

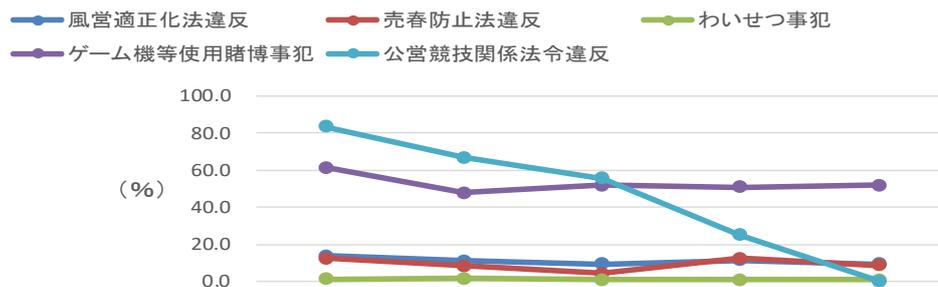
図35 風俗関係事犯の暴力団構成員等関与率の推移（単位：％）

### 【検挙人員に占める割合】



		H29	H30	R1	R2	R3
風営適正化法違反	暴力団構成員等(人)	250	210	141	127	79
	関与率(%)	13.5	12.0	9.3	10.6	8.5
売春防止法違反	暴力団構成員等(人)	48	54	15	71	19
	関与率(%)	12.4	13.8	3.8	17.9	5.0
わいせつ事犯	暴力団構成員等(人)	28	55	24	21	25
	関与率(%)	1.4	2.6	1.2	1.1	1.2
ゲーム機等使用賭博事犯	暴力団構成員等(人)	185	121	142	162	120
	関与率(%)	47.8	43.4	40.5	46.6	31.7
公営競技関係法令違反	暴力団構成員等(人)	10	8	4	3	0
	関与率(%)	90.9	80.0	30.8	50.0	0

### 【検挙件数に占める割合】



		H29	H30	R1	R2	R3
風営適正化法違反	被疑者が暴力団構成員等であるもの(件)	243	178	129	117	87
	関与率(%)	13.9	11.1	9.2	11.4	9.3
売春防止法違反	被疑者が暴力団構成員等であるもの(件)	57	35	18	50	36
	関与率(%)	12.4	8.2	4.1	12.5	8.5
わいせつ事犯	被疑者が暴力団構成員等であるもの(件)	27	40	25	24	22
	関与率(%)	1.1	1.5	0.9	0.9	0.8
ゲーム機等使用賭博事犯	被疑者が暴力団構成員等であるもの(件)	30	20	27	28	29
	関与率(%)	61.2	47.6	51.9	50.9	51.8
公営競技関係法令違反	被疑者が暴力団構成員等であるもの(件)	5	4	5	1	0
	関与率(%)	83.3	66.7	55.6	25.0	0

(注) 暴力団構成員等とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。